



# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
生活保護法による医療機関の指定(七八八・福祉政策課).....	1
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(七八九・福祉政策課).....	2
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(七九〇・長寿社会課).....	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(七九一・長寿社会課).....	4
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の変更の届出(七九二・長寿社会課).....	9
介護保険法による指定居宅サービス事業者の変更の届出(七九三・長寿社会課).....	10
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出(七九四・長寿社会課).....	11
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(七九五・長寿社会課).....	11
飼料の試験の結果の公表(七九六・七九八・農畜産振興課).....	13
都市計画の変更による送付図書の縦覧(七九九・八〇〇・都市計画課).....	16
道路の供用開始(八〇一、八〇二・道路環境課).....	16

名称	開設者氏名又は名称	所在地	診療科名	指定年月日
ちづ歯科クリニック 医療法人歯友会 佐藤歯科 桂城診療所	常盤 祐一 医療法人 歯友会 理事	南秋田郡八郎潟町川崎字昼寝二二三三三 一	歯科、矯正歯科、小児 歯科、歯科口腔外科	平成十六年八月二日
医療法人大内会 鈴木歯科 診療所	医療法人大内会 鈴木 歯科診療所 理事長	大館市桂城八番地二十三	歯科	平成十六年九月一日
		由利郡大内町三川字白山田八十六番地一	歯科	平成十六年六月一日

## 告示

- 道路区域の変更(八〇三・道路環境課)..... 17
- 道路の供用開始(八〇四・道路環境課)..... 17
- 開発行為に関する工事の完了(八〇五・北秋田地域振興局建設部)..... 18
- 都市計画事業の事業計画の変更の許可(八〇六・仙北地域振興局建設部)..... 18
- 公告
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部)..... 18
- 土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)..... 19
- 土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)..... 19
- 土地改良区の成立(由利地域振興局農林部)..... 19
- 土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)..... 19
- 県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北地域振興局農林部)..... 19
- 特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)..... 19
- 海区漁業調整委員会指示
- 漁業法による採捕の制限(一)..... 20

秋田県告示第七百八十八号  
生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
平成十六年十月八日  
秋田県知事 寺田典城

歯科平成クリニック	小澤雄象	男鹿市北浦北浦字籠田九十四番地一	歯科、矯正歯科、小児 歯科、歯科口腔外科	平成十六年七月十六日
-----------	------	------------------	-------------------------	------------

秋田県告示第七百八十九号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。  
平成十六年十月八日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
伊藤医院	伊藤隆之	仙北郡角館町岩瀬字上管沢百三十一	平成八年十二月三十一日
安田医院	安田正男	男鹿市船越字本町十番地	平成十六年七月二十四日
佐藤歯科桂城診療所	佐藤正文	大館市桂城八番二十三号	平成十六年八月三十一日
歯科平成クリニック	医療法人 社団皓歯会 理事長	男鹿市北浦北浦字籠田九十四一	平成十六年七月十五日

秋田県告示第七百九十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条の規定に基づき、公示

する。

平成十六年十月八日

秋田県知事 寺田典城

（居宅介護支援事業）

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
〇五七二六〇九七一一七	ほっと未来居宅介護支援事業所	仙北郡千畑町畑屋字街道東二百一番地一	有限会社企業みらい	平成十六年四月十五日

〇五七〇一〇九六九四	ケアセンター港北	秋田市土崎港北七丁目一番十七号	株式会社総合医療福祉サ ビス	平成十六年四月十五日
〇五七〇一〇九七五一	介護支援センターふるさと	秋田市手形字オノ浜二十七番地六	有限会社介護支援センター ふるさと	平成十六年五月一日
〇五七〇七〇九七六六	介護プラザすずらん居宅介護支 援センター	湯沢市柳町二丁目一番四十三号	株式会社エヌティコーポレ ーション	平成十六年五月一日
〇五七二二〇九七七三	二ツ井町社会福祉協議会指定居宅 介護支援事業所	山本郡二ツ井町字三千刈四十四番地三十四	社会福祉法人二ツ井町社会 福祉協議会	平成十六年五月一日
〇五七〇一〇九七八五	ニューサポート秋豊	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山十七番地二十	株式会社秋豊ネットライズ	平成十六年五月一日
〇五七〇一〇九八七六	外旭川病院介護支援センター	秋田市外旭川字三後田百四十二	医療法人惇慧会	平成十六年六月一日
〇五七二五〇九八八三	介護相談たんぼぼプラザ	由利郡岩城町滝俣字観音前百十三番地	有限会社たんぼぼプラザ	平成十六年六月一日
〇五七三三〇九九一二	医療法人泉の会居宅介護支援セン ター	南秋田郡若美町角間崎字志藤沢四十番地二号	医療法人泉の会	平成十六年六月十五日
〇五七〇一〇九九六七	飯島居宅介護支援事業所	秋田市飯島字長山下十八番地	有限会社福寿の会	平成十六年六月十五日
〇五七〇二〇九九七三	かもめ介護福祉サービス	能代市落合字亀谷地一番地二十九	有限会社かもめ	平成十六年七月一日
〇五七〇一〇九九八三	ひだまり居宅介護支援事業所	秋田市中通七丁目一番三号	社会福祉法人晃和会	平成十六年七月一日
〇五七〇八一〇〇一〇	虹の街おおまがり居宅介護支 援事業所	大曲市上大町九番地二	株式会社虹の街	平成十六年七月一日

〇五七〇七一〇〇二〇	J Aこまち指定居宅介護支援事業所	湯沢市表町一丁目二番七号	こまち農業協同組合	平成十六年七月一日
〇五七二二二〇〇七八	白神福祉ケアマネジメント	山本郡峰浜村水沢字三ツ森カッチキ台三番地一	有限会社エルアイズコーポレーション	平成十六年八月一日
〇五七〇二一〇一六三	ア・ラ・ヤでデイ	秋田市新屋扇町七番三十四号	有限会社 to be	平成十六年八月十五日
〇五七三三二〇一七五	湖東居宅サービス事業所	南秋田郡五城目町字上町二百八十四番一	医療法人正和会	平成十六年八月十五日
〇五七〇四一〇一八三	ウィル・ケアサポートステーション	大館市清水一丁目一番六十号	医療法人白鳳会	平成十六年九月一日

秋田県告示第七百九十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条の規定に基づき、公示

する。

平成十六年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

（訪問介護）

〇五七〇一〇九七八五	ニューサポート秋豊	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山十七番地二十	株式会社秋豊ネットライズ	平成十六年五月一日
〇五七〇九〇九七四七	鹿角苑指定居宅介護事業所	鹿角市十和田毛馬内字古館二番地一	社会福祉法人花輪ふくし会	平成十六年五月一日
〇五七二五〇九八九一	訪問介護たんぼプラザ	由利郡岩城町滝俣字観音前百十三番地	有限会社たんぼプラザ	平成十六年六月一日

〇五六〇一九〇二七四	介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日	新秋会訪問看護ステーション	秋田市土崎港中央三丁目四番九号	社会福祉法人新秋会	平成十六年四月二十六日	(訪問看護)	〇五七〇二〇九九七三	介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日	かもめ介護福祉サービス	能代市落合字亀谷地一番地二十九	有限会社かもめ	平成十六年七月一日										
											〇五七〇二〇九九七三	介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日	かもめ介護福祉サービス	能代市落合字亀谷地一番地二十九	有限会社かもめ	平成十六年七月一日										
〇五七三三〇二二七	〇五七〇五〇三〇四五	〇五七二六一〇〇八七	〇五七〇一〇九九九一	〇五七〇二〇九九七三	〇五七〇八〇九九〇五	有限会社白鳥	池田ライフサービス	企業組合やまびこケアセンター	ひだまりホームヘルパーステーション	かもめ介護福祉サービス	有限会社友楽館	南秋田郡天王字御休下五番地八	本荘市石脇字下夕畑百九十三番一号	仙北郡協和町荒川字宮田十五番地一	秋田市中通七丁目一番三号	能代市落合字亀谷地一番地二十九	大曲市福住町五番十五号	有限会社白鳥	池田薬品商事株式会社	企業組合やまびこケアセンター	社会福祉法人晃和会	有限会社かもめ	有限会社友楽館	平成十六年九月十五日	平成十六年九月一日	平成十六年八月一日	平成十六年七月一日	平成十六年七月一日	平成十六年六月一日	(訪問入浴)

(通所介護)									
介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日					
〇五六二六九〇〇四〇	医療法人社団杏真会六郷訪問看護ステーション	仙北郡六郷町六郷字馬町六十四番地	医療法人社団杏真会	平成十六年五月一日					
〇五七〇一〇九六九四	ケアセンター港北	秋田市土崎港北七丁目一番十七号	株式会社総合医療福祉サービス	平成十六年四月十五日					
〇五七二六〇九八〇八	デイサービスセンターなんがい	仙北郡南外村字松木田百十九番地	南外村	平成十六年五月一日					
〇五七〇八〇九八一四	デイサービスセンターひだまり	大曲市大曲字福辺内三番地一	有限会社福福会	平成十六年五月一日					
〇五七二二〇九八四一	デイサービスたいよう	北秋田郡鷹巣町綴子字田中下モ二十五番地六	有限会社フルーク	平成十六年五月十五日					
〇五七〇一〇九九二六	特定非営利活動法人 希望の家	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山二番地二百八十二	特定非営利活動法人希望の家	平成十六年六月十五日					
〇五七二三〇九九四六	デイサービスセンターこもれび	南秋田郡天王町天王字上江川四十七番地百三十	有限会社チヨウセイ	平成十六年六月十五日					
〇五七〇一〇〇〇〇七	ひだまりデイサービスセンター	秋田市中通七丁目一番三三番地	社会福祉法人晃和会	平成十六年七月一日					
〇五七〇五二〇〇三二	J A秋田しんせいデイサービスセンターふれあい泉の里	本荘市三条字前田七十五番地	秋田しんせい農業協同組合	平成十六年七月一日					
〇五七二七二〇〇四四	大森町指定通所介護事業所	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地二百十四	大森町	平成十六年七月一日					

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
(痴呆対応型共同生活介護)				
〇五七〇二一〇一五五	ショートステイひなた	秋田市土崎港中央三丁目四番三十九号	社会福祉法人新秋会	平成十六年八月一日
〇五七〇三二〇一三六	ショートステイ清川の里	横手市清川町十三番十六号	有限会社ミツイ設計	平成十六年八月一日
〇五七〇六〇九七〇一	ショートステイゆかり	男鹿市船越字内子二百九十四番地二百五十二	有限会社ゆかりの森	平成十六年四月十五日
(短期入所生活介護)				
〇五七〇二二〇一九五	のしろ東ヶアセンターそよ風	能代市悪戸百十五番九号	株式会社しらかみ長寿の里	平成十六年九月一日
〇五七〇二一〇一六三	ア・ラ・ヤでデイ	秋田市新屋扇町七番三十四号	有限会社tobe	平成十六年八月十五日
〇五七〇二一〇一四八	デイサービスセンターひなた	秋田市土崎港中央三丁目四番三十九号	社会福祉法人新秋会	平成十六年八月一日
〇五七〇二二〇〇九六	JAあきた白神 ターいなほの里 デイサービスセン	能代市鮡淵字古屋布四十三番地一	あきた白神農業協同組合	平成十六年八月一日
〇五七〇二一〇〇六四	飯島デイサービスセンター	秋田市飯島字長山下十八番地	有限会社福寿の会	平成十六年七月十五日
〇五七二六〇九九三一	デイサービスさんぼみち	仙北郡角館町岩瀬字岩瀬三十一番地	有限会社グループホームさんぼみち	平成十六年七月十五日

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
(福祉用具貸与) 〇五七二七二〇二二六	グループホームゆっくりゆっくり	平鹿郡十文字町上鍋倉勘六字雷九番地	特定非営利活動法人ファミ ユ	平成十六年九月十五日
〇五七〇一〇二〇二五	明光会グループホームゆかり	秋田市將軍野東三丁目三番一十七	医療法人明光会	平成十六年九月一日
〇五七二六二〇二二九	グループホームおおた	仙北郡太田町齊内字中田二百一	有限会社水谷	平成十六年八月一日
〇五七二二二〇二一〇	グループホーム茜	山本郡山本町森岳字街道東二百二十二番地六	有限会社湯の里	平成十六年八月一日
〇五七二二二〇二〇四	グループホームたしろ	北秋田郡田代町岩瀬字岩瀬上野三十五番地	社会福祉法人大館圏域ふく し会	平成十六年八月一日
〇五七三三二〇〇五〇	グループホームめぐみ	南秋田郡井川町坂本字大野地二百三十七番地十	有限会社恵	平成十六年七月一日
〇五七二六〇九八三二	グループホームみずほ	仙北郡千畑町土崎字厨川六十七番地二	有限会社すらん	平成十六年五月一日
〇五七〇八〇九八三二	グループホームふれあい	大曲市大曲字福辺内三番地一	有限会社福福会	平成十六年五月一日
〇五七〇八〇九七三三	えがお大曲	大曲市船場町二丁目一番二十一	株式会社えがお	平成十六年四月十六日
〇五七二二〇九六八四	グループホームほのぼの	北秋田郡田代町早口字弥五郎沢二番地二十五	有限会社ほのぼの	平成十六年四月十五日



介護保険事業者番号	名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
		変 更 後	変 更 前	
〇五七〇二〇六〇九四	株式会社虹の街能代営業所	能代市通町五番二号	能代市字松長布二百九十三番地二	平成十六年七月一日
〇五七二六〇七七四五	介護支援センターきたつら	仙北郡太田町斉内字天神堂三十六番地一	仙北郡角館町小勝田字中川原百一十一番地七十六号	平成十六年七月二十日
〇五七〇五〇八七九六	J A秋田しんせい指定居宅介護支援事業所	本荘市三条字前田七十五番地	本荘市荒町字峙台一番地一	平成十六年六月十四日
〇五七二五〇一五八三	西目町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	由利郡西目町沼田字新道下二番地五百四十八	由利郡西目町沼田字新道下二番地五百三十二	平成十六年四月二十六日

(所在地を変更した指定居宅介護支援事業者)

秋田県告示第七百九十二号  
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の変更の届出があったので、同法第八十五条の規定に基づき、

公示する。  
 平成十六年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

〇五七〇八〇〇四三三	アイリスケアセンター大曲	大曲市四ツ屋字下古道五十五番地一	株式会社ニチイ学館	平成十六年四月十五日
〇五七〇一〇九八五〇	こまちサポート	秋田市新屋大川町二十五番三十二号	有限会社藤翔	平成十六年五月十五日
〇五七〇一〇九八六八	株式会社セスタ	秋田市土崎港中央三丁目十二番九号	株式会社セスタ	平成十六年六月一日
〇五七〇一〇九九五九	ダスキントール秋田ステーション	秋田市山王一丁目七番五号	清三屋商事株式会社	平成十六年六月十五日

秋田県告示第七百九十三号  
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の変更の届出があったので、同法第七十八条の規定に基づき、

（所在地を変更した指定訪問介護支援事業者）

公示する。  
 平成十六年十月八日

秋田県知事 寺田典城

（所在地を変更した指定訪問入浴介護事業者）

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
		変 更 後	変 更 前	
〇五七〇二〇六〇九四	株式会社虹の街能代営業所	能代市通町五番一号	能代市字松長布二百九十三番地二	平成十六年七月一日
〇五七二五〇二八六二	西目町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	由利郡西目町沼田字新道下二番地五百四十八	由利郡西目町沼田字新道下二番地五百三十二	平成十六年四月二十六日
（所在地を変更した指定訪問介護事業者）				
介護保険事業者番号	名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
		変 更 後	変 更 前	
〇五七〇二〇六〇九四	株式会社虹の街能代営業所	能代市通町五番一号	能代市字松長布二百九十三番地二	平成十六年七月一日
〇五七二五〇二八五四	西目町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	由利郡西目町沼田字新道下二番地五百四十八	由利郡西目町沼田字新道下二番地五百三十二	平成十六年四月二十六日
〇五七〇五〇四〇六八	秋田しんせい農業協同組合	本荘市三条字前田七十五番地	本荘市荒町字崎台一番地一	平成十六年六月十四日

秋田県告示第七百九十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次のとおり指

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃 止 年 月 日
〇五七二二〇〇〇一四	株式会社登石	北秋田郡合川町上杉字金沢五十七番五十二号	株式会社登石	平成十六年四月三十日
〇五七〇八〇一〇八四	株式会社虹の街大曲営業所	大曲市戸蒔字谷地添百十二番地一	株式会社虹の街	平成十六年六月三十日
〇五七〇二〇一四八三	有限会社宮腰商事 かもめ介護福祉サービス部	能代市落合字亀谷地一番二十九号	有限会社宮腰商事	平成十六年六月三十日
〇五七〇一〇七五七三	グリーンケアサービス	秋田市八橋南二丁目一番六号	グリーンタクシー株式会社	平成十六年五月三十一日

秋田県告示第七百九十四号  
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次のとおり指定  
 定居宅介護支援事業者の廃止の届出があつたので、同法第八十五条の規定に基づき、  
 廃止事業所  
 （居宅介護支援）

公示する。  
 平成十六年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

〇五七〇二〇六〇九四	株式会社虹の街能代営業所	能代市通町五番一号	能代市松長布二百九十三番地二	平成十六年七月一日
〇五七〇一〇六九五五	ほっと・サポート有限会社	秋田市外旭川八柳三丁目十番六号	秋田市外旭川字四百刈二十二番地	平成十六年八月一日
〇五七〇五〇六二四六	秋田しんせい農業協同組合	本荘市三条字前田七十五番地	本荘市荒町字峙台一番地一	平成十六年六月十四日

定居宅サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第七十八条の規定に基づき、  
公示する。

平成十六年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

廃止事業所  
(訪問介護)

介護保険事業者番号	〇五七〇八〇六一二五	名	幸楽苑	所	大曲市福住町五番十五号	事業者	株式会社サイセイ	廃止年月日	平成十六年五月三十一日
介護保険事業者番号	〇五七〇二〇七九一〇	名	株式会社大与 能代訪問介護事業所	所	能代市中和二丁目五番三十五号	事業者	株式会社大与	廃止年月日	平成十六年五月三十一日
介護保険事業者番号	〇五七〇二〇三三七四	名	大平荘ホームヘルパーステーション	所	秋田市太平八田字藤の崎二百三十一番地の三	事業者	社会福祉法人晃和会	廃止年月日	平成十六年六月三十日
介護保険事業者番号	〇五七〇二〇一四八三	名	有限会社宮腰商事 かもめ介護福祉サービス部	所	能代市落合字亀谷地一番二十九号	事業者	有限会社宮腰商事	廃止年月日	平成十六年六月三十日
介護保険事業者番号	〇五七〇八〇七三五四	名	県南訪問介護事業所おおまがり	所	大曲市飯田町十九番三十九号	事業者	有限会社県南看護婦家政婦紹介所	廃止年月日	平成十六年七月三十一日

(訪問入浴介護)

(通所介護)

介護保険事業者番号	〇五七〇二〇一四八三	名	有限会社宮腰商事 かもめ介護福祉サービス部	所	能代市落合字亀谷地一番二十九号	事業者	有限会社宮腰商事	廃止年月日	平成十六年六月三十日
-----------	------------	---	-----------------------	---	-----------------	-----	----------	-------	------------

〇五七二七〇三八六六	指定通所介護事業所白寿園	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番一十七号	大森町	平成十六年六月三十日
------------	--------------	----------------------	-----	------------

(痴呆対応型共同生活介護)

介護保険事業者番号	名	所	在	地	事	業	者	廃	止	年	月	日
〇五七二六〇六八二二	グループホーム翠善荘	仙北郡中仙町長野字新山九十番地四			有限会社宝寿会			平成十六年	四月	三十日		

(福祉用具貸与)

介護保険事業者番号	名	所	在	地	事	業	者	廃	止	年	月	日
〇五七〇一〇二七一五	トヨタカローラ秋田株式会社セスタつちぎ	秋田市土崎港中央三丁目十二番九号			トヨタカローラ秋田株式会社			平成十六年	五月	三十一日		
〇五七〇一〇七八八八	かもめケアサプライ	秋田市八橋大沼町十五番十二号			株式会社ガルウェイ・インターナショナル			平成十六年	七月	三十一日		

秋田県告示第七百九十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第二項の規定により平成十六年六月に収去した飼料の試験結果の概要を、

同条第七項の規定に基づき、次のとおり公表する。  
平成十六年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

1 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
宮城県石巻市北日本くみあい飼料株式会社石巻工場	鹿角市「JAかつの生産資材課	肉牛繁殖・若令牛育成用配合飼料	くみあい配合飼料母子兼用秋田牛新きすな	16年5月	有害重金属 カドミウム、鉛 動物性飼料 肉骨粉	無

	成鶏飼育用配合飼料	くみあい配合飼料 成鶏18	16年6月	有害重金属 カドミウム、鉛	無
--	-----------	------------------	-------	---------------	---

注) 飼料の名称の欄中「S」は、法第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。

2 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試 験 結 果 の 概 要							違反の容			
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	揮発性窒素 (%)		水溶性窒素 (%)	ペシ消化率 (%)	T D N (%)
宮城県石巻市 北日本くみあい 飼料㈱石巻工場	鹿角市 JAかづの生 産資材課	くみあい配合飼料 母子兼用秋田牛新 きずな	16年5月	(以上)	(以上)	(以下)	(以下)	(以上)	(以上)					無
		くみあい配合飼料 成鶏18	16年6月	(18.0)	(3.0)	(5.0)	(15.0)	(2.80)	(0.50)					無
				18.7	6.4	2.9	12.4	4.53	0.60					

上段 ( )内数字は業者表示値

秋田県告示第七百九十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項の規定により平成十六年七月に収去した飼料の試験結果の概要を

同条第七項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成十六年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試 験 結 果 の 概 要							違反の容			
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	揮発性窒素 (%)		水溶性窒素 (%)	ペシ消化率 (%)	T D N (%)
秋田市 北日本くみあい 飼料㈱秋田工場	秋田市 北日本くみあ い飼料㈱秋田	くみあい配合飼料 ニューアケナイフ 72	16年7月	(以上)	(以上)	(以下)	(以下)	(以上)	(以上)					無
				(14.5)	(2.0)	(10.0)	(10.0)	(0.80)	(0.55)					
				15.7	2.9	4.1	5.9	1.05	0.73					

工場		試験結果の概要										違反の内容			
＜みあい配合飼料 秋田比内地鶏後期		16年7月	(16.0)	(2.5)	(6.0)	(9.0)	(0.80)	(0.45)							無
			16.8	4.3	3.9	5.4	0.93	0.67							

上段( )内数字は業者表示値

秋田県告示第七百九十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六條第二項の規定により平成十六年七月に改正した同法の試験結果の概要を

同条第七項の規定に基づき 次のとおり公表する。  
平成十六年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

1 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
秋田市 北日本くみあい 飼料(株)秋田工場	鷹巣町 秋田くみあい 運輸(株)北秋田 営業所	プロテイナー肥育後 期用配合飼料	くみあい配合飼料 秋田比内地鶏後期	16年6月	有害重金属 カドミウム、鉛	無
		肉用牛肥育用配合 飼料	くみあい配合飼料 秋田牛匠後期	16年7月	有害重金属 カドミウム、鉛	無
宮城県石巻市 北日本くみあい 飼料(株)石巻工場	琴丘町 JA秋田やま もと琴丘営農 生活センター	肉牛繁殖・若令牛 育成用配合飼料	くみあい配合飼料 母子兼用秋田牛新 きずな	16年5月	有害重金属 カドミウム、鉛	無
		成鶏飼育用配合飼 料	くみあい配合飼料 成鶏18	16年7月	有害重金属 カドミウム、鉛	無

注) 飼料の名称の欄中「S」は、法第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要											
				粗たん 白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシ ウム (%)	リン (%)	揮発性 窒素 (%)	水溶性 窒素 (%)	ペシ ン消化率 (%)	T D N (%)	M E (kcal/kg)	その他 違反の 内容

秋田市 北日本くみあい 飼料(株)秋田工場 宮城県石巻市 北日本くみあい 飼料(株)石巻工場	鷹巣町 秋田くみあい 運輸(株)北秋田 営業所	くみあい配合飼料 秋田比内地鶏後期	16年6月	(以上)(以上) (16.0)(2.5)	(以下)(以下) (6.0)(9.0)	(以上)(以上) (0.80)(0.45)										蒲
		くみあい配合飼料 秋田牛匠後期	16年7月	(12.5)(2.0) 13.2 3.4	(10.0)(10.0) 5.8 4.3	(0.40)(0.40) 0.70 0.52										蒲
	琴丘町 JA秋田やま もと琴丘営農 生活センター	くみあい配合飼料 母子兼用秋田牛新 きずな	16年5月	(16.0)(1.5) 16.8 2.6	(15.0)(10.0) 7.4 6.7	(0.80)(0.40) 1.15 0.53										蒲
		くみあい配合飼料 成鶏18	16年7月	(18.0)(3.0) 19.4 5.6	(5.0)(15.0) 3.0 12.5	(2.80)(0.50) 4.83 0.54										蒲

上段( )内数字は業者表示値

秋田県告示第七百九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、大曲市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年十月八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき図書  
大曲都市計画公園(四・四・三号仙北ふれあい公園)の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所  
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第八百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、神岡町長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年十月八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき図書  
大曲都市計画下水道(神岡町公共下水道)の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所  
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第八百一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年十月八日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	百七号	本荘市大築字笹井四番一地从先から雪車町字稲荷四三番一地从先まで



- 二 供用開始の期日 平成十六年十月八日十五時
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年十月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第八百二二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年十月八日

- 一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
-------	-----	---	---

- 一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間
	新	旧			
			十二所花輪大湯線	区	
			十二所花輪大湯線		大館市十二所字十二所町四九三番一地内
				"	
					敷地の幅員（メートル）
					延長（キロメートル）
					〇・一一九
					〇・一一六

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年十月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第八百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年十月八日

- 一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

一般国道	百五号	北秋田郡森吉町米内沢字大野岱一番一〇九地先から字羽貫谷地一番二地先まで
------	-----	-------------------------------------

- 二 供用開始の期日 平成十六年十月八日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年十月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第八百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年十月八日

秋田県知事 寺田典城

県道	道路の種類	路線名	区	間
		十二所花輪大湯線		
				大館市十二所字十二所町四九三番一地内

- 二 供用開始の期日 平成十六年十月八日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年十月八日から同月二十一日まで

公 告

秋田県告示第八百五号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十六年八月二十日付け指令北建 千五百六十八で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成十六年十月八日

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 青森県八戸市類家四丁目五番二号  
 秋田県知事 寺 田 典 城

株式会社 ハシモトホーム 代表取締役 橋 本 貞 夫

二 開発区域に含まれる地域の名称  
 大館市赤館町七十九番、八十番、八十二番一、九十一番一、九十二番、九十三番、九十四番、九十五番一及び九十六番

秋田県告示第八百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 平成十六年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 施行者の名称 神岡町

二 都市計画事業の種類及び名称

大曲都市計画下水道事業 神岡町公共下水道

三 事業施行期間

平成十三年九月四日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

平成十三年秋田県告示五百九十七号の事業地に、仙北郡神岡町神宮寺字館の北、西田、切欠、沢田、館越中島、上栗谷田、竹原、大浦、大浦前、内大坪、大坪、大坪街道下、大坪街道下入、下川原前開、北檜岡字北檜岡、小山田、沼の上、町頭及び布田谷地を加え、神宮寺字家後、蓮沼、本郷野、下栗谷田、荒屋入、荒屋、本郷道南、本郷下及び中瀬古川敷において事業地を変更する。  
 (二) 使用の部分  
 なし

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大館市二井田真中土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十六年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

大館市二井田字上出向百二十六番地

字 費ノ里五十番地

檀崎字大堀宅地四番地

二井田字高村二十六番地

赤石字屋布南二番地二

二井田字高村七十七番地

字上四羽出百五番地

字 費ノ里百二十三番地

字 費ノ里百五十七番地

檀崎字上野道上百十番地一

赤石字大道添二番地

二井田字費ノ里百十五番地

二 就任理事の住所及び氏名

大館市二井田字費ノ里五十七番地

字上四羽出百五番地

赤石字大道添二番地

二井田字費ノ里五十番地

字高村六十四番地

字 費ノ里百二十四番地

赤石字屋布南二番地二

檀崎字上野道上百十番地一

二井田字費ノ里百二十三番地

檀崎字大堀宅地四番地

二井田字下毛四羽出百六十四番地

字 費ノ里百十五番地

三 退任監事の住所及び氏名

大館市二井田字上出向二百三十八番地

檀崎字沢頭七番地

二井田字費ノ里四十五番地

一 関 武	田 畑 宗 秋	蛇 川 久 男	伊 藤 規 矩 男	平 泉 久 男	因 幡 俊 夫	小 畑 馨	安 達 英 樹	安 達 孝 三	蛇 川 博	加 賀 谷 久	小 畑 馨	伊 藤 良 和	小 畑 淳	平 泉 久 男	蛇 川 博	安 達 英 樹	小 畑 耕 太 郎	松 田 良 明	平 沢 博	蛇 川 真 一	小 林 大 樹
-------	---------	---------	-----------	---------	---------	-------	---------	---------	-------	---------	-------	---------	-------	---------	-------	---------	-----------	---------	-------	---------	---------

四 就任監事の住所及び氏名  
 大館市二井田字上出向二百三十八番地 平 沢 博  
 " 榎崎字沢頭七番地 虻 川 真 一  
 " 二井田字贅ノ里四十五番地 小 林 大 樹

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鷹巣町土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年九月二十九日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、雄和中央土地改良区から申請があつた定款変更について平成十六年九月二十九日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十六年十月一日西目土地改良区が成立したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大曲市花館土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年九月二十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十月八日

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（角間川地区第一工区ほ場整備事業（担い手育成型））換地計画書の写し  
 秋田県知事 寺 田 典 城

二 縦覧期間 平成十六年十月十二日から平成十六年十一月九日まで  
 三 縦覧場所 大曲市役所、大曲市役所角間川支所

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定により、公示する。

平成十六年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 落札に係る物品の名称及び数量

警察総合情報システム用パーソナルコンピュータ 一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

落札者を決定した日

平成十六年八月三十日

落札者の名称及び住所

東光コンピュータサービス株式会社 大館市御成町四丁目八 七十四

落札金額

二千七百七十九万三千五百円

契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

一般競争入札の公告を行った日

平成十六年七月十六日

落札に係る物品の名称及び数量

胸部撮影検診者 一台

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

落札者を決定した日

平成十六年九月二十一日

落札者の名称及び住所

株式会社日立メデイコ秋田営業所 秋田市八橋南二 十六

落札金額

三千七百五十九万円

契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

一般競争入札の公告を行った日

（七）

- (一) 平成十六年八月六日  
落札に係る物品の名称及び数量  
子宮検診者 一台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日  
平成十六年九月二十一日
- (四) 落札者の名称及び住所  
株式会社大塚商店 秋田市保戸野中町一 十七
- (五) 落札金額  
四千二十一万五千元
- (六) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十六年八月六日

海区漁業調整委員会指示

秋田海区漁業調整委員会指示第一号  
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、秋田海区管内の沿岸海域に采遊するさけ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。  
 平成十六年十月八日

(さけ採捕の制限)

秋田海区漁業調整委員会会長 加藤 和 夫  
 次の表の上欄に掲げる海域においては、同表中欄に掲げる期間は同表下欄に掲げる漁業によりさけを採捕してはならない。ただし、天候等やむを得ない事情による場合は、当該期間を繰り延べることがある。

海 域	期 間	漁 業
男鹿市戸賀字加茂と同市船川港本山門前の境に設置した標柱から二四度三十分の線以北の海域	平成十六年十月十一日から同月十八日までの連続四日間及び同年十一月六日から同月十五日までの連続二日	定置漁業、小型定置漁業及び固定式さし網漁業

正 誤	間
男鹿市戸賀字加茂と同市船川港本山門前の境に設置した標柱から二四度三十分の線以南の海域	平成十六年十月十一日から同月十八日までの連続四日間及び同年十一月六日から同月十五日までの一日間
	定置漁業、建網漁業、小型定置漁業及び固定式さし網漁業

ページ	段 行	誤	正
七	上	終わり	字平柳五十六番地
	から三	"	

平成十六年九月二十八日(秋田県公報第千六百十号)掲載の秋田県公告(土地改良区の役員の変更及び就任の届出)(印刷誤り)

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄